

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

千葉県 最低賃金

令和5年
10月1日から
時間額


1,026円

前年比
42円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。


WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは千葉労働局または最寄りの労働基準監督署へ



千葉労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

最大600万円を助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことで、

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

| | | | |
|----------|----------|---|--------------------|
| 1 時間給の場合 | 時間給 円 | ≧ | 最低賃金額(時間額) 円 |
| 2 日給の場合 | 日給 円 | ÷ | 1日の平均所定労働時間 時間 |
| | | = | 時間額 円 |
| | | ≧ | 最低賃金額(時間額) 円 |
| 3 月給の場合 | 月給 円 | ÷ | 1か月の平均所定労働時間 時間 |
| | | = | 時間額 円 |
| | | ≧ | 最低賃金額(時間額) 円 |

4 上記 1, 2, 3 が
組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆動手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

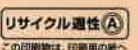
働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索



この印刷物は、印刷物の廃リサイクルできます。

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。



令和5年10月1日から
時間額 **1026円** (従来の984円から42円引上げ)

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・日給8,000円（1日の所定労働時間8時間00分）

$$8,000 \text{円} \div 8 \text{時間} = 1,000 \text{円}$$

- ・これに加え職能手当が月額20,000円（1年間における1か月平均所定労働時間数160時間）

$$20,000 \text{円} \div 160 \text{時間} = 125 \text{円}$$

- ・1,000円+125円=1,125円 ←千葉県最低賃金1,026円以上であるのでOK

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 中小企業・小規模事業者を支援する**業務改善助成金**があります。生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る事業者に支給されます。

（照会先：業務助成助成金コールセンター 電話：0120-366-440）

お気軽にお問合せください

詳しくは厚生労働省HPを
ご覧ください

業務改善助成金

で検索！

管理システム導入、機械や車の購入、教育
訓練など色んな設備投資に利用可能だよ。

最大600万円まで助成があるんだ。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター 電話：0120-174-864）

【お問い合わせ先】 最低賃金の詳しい内容につきましては

厚生労働省千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）または最寄りの労働基準監督署まで